

甲斐府中における建築

なかざわ・しんきち

はじめに

甲斐の統一（国人領）在地領主のもつ割拠性の克服）を目指す武

田信虎が、領国統一（封建の一円支配）の拠点を求めて武田信光以来の本拠地で伝統性のつよい石和（東八代郡石和町）の地をひきはらい、金無。笛吹の両河川およびその支流を構成する荒川・相川など中小河川の流域を中心とする農業生産力が高く分業・流通の結節点をなす甲府盆地の北端・躑躅が崎（甲府市古府中町）の丘上に居館・

武田館の移転を断行したのは永正十六（一五二九）年のことである。

かかる信虎が構想したのは、たんなる居館の移転だけではなかつた。何よりも甲斐国内の各地域・郷村に根を張る在地領主層をその権力下に従属せしめ、強力な領国一円支配体制の確立をめざす戦国大名として、——その城館下に新しく領域統治の中核としての首都的役割と機能を遂行するためのひとつの集落結合体としての都市・いわゆる城下町の設立をばかり、軍事政局的集落と経済的集落（市場・商業区）ならびに寺社群などを大名権力下に掌握して甲府盆地に君臨することであった。かくて信虎によつて新しく計画された領

主集落の設営は、経済とは未分化の状態で政治・軍事が優先している権力によって上からつくられる市民不在の軍事集落という形態から出発するわけである。

信虎は武田館移転の翌年に当る永正十七（一五二〇）年には後世（古府中）ないし（上府中）と呼ばれた現在のJR甲府駅を中心とする中央線以北・武田館址以南の地域をトとして都市領域に定め、その東・西の境をそれぞれ藤（富士）川・相川とし、南は一条小山（甲府城址）をもつて（境の地）としてそこの一蓮寺を（境の寺）に位置づけ、北は（境の城）として積翠寺丸山に築く要害城をもつて据え、武田館から南方へ向けて拡がる斜面平地の南北に四条の町通り（元城屋町通り・元柳町通り・増山町通り・一条小路）と東西に数条の小路（町通りになる前段階の通り）の通する市街地を創設し、とくに藤川・相川の河原とおぼしき地域（無縁所）に八日市場・三日市場の両市を設定した。（尤も河原といつてもそこは石ころと砂利でおおわれ、雨期にはたちまち水底になるという河原ではなく、実は自然堤防上の土地で居住環境としても安定した場所である。）ここに農村社会の町場とは著しく異なる、機能的に集積された構造

をもつ複合都市としての「府中」が生れる。東西方向の道路割付は明瞭でないが、南北貫通道路による碁盤目状街路の町割りや、居館と府中八幡宮（武田館西隣）の位置関係は箱庭的ながら鎌倉や京都と通ずるところがあり、——都市計画の性質は近世の城下町とは異なっている。要するに甲斐府中の建設には、——その創設者である

武田信虎がどれほど自覚的であったかは別として、彼の発想の底には鎌倉指向＝京都憧憬の心情があり、それを写した町をつくって支配の裏打ちにしようとしたことがあるのではないかとかんがえるのである。

この期におけるこうした大名居館・城郭の築造と併行して、新しく城下町の出現がみられる。そこには寺社や家臣たちの屋敷をはじめ、町屋・倉庫・手工業者の仕事場などの生産または流通にかかわる建築も次第にあらわれてきた。しかし中世の城下町はこれら武士や商人・職人とか僧侶・神官のような階層の人たちだけで形成されていたのではなく、住民には領国経済の中核をなす農業の担当者である農民の比率が高く、なお人口の大半を占めていた。（ここで改めて・武士その他のいわば消費者階層に属するとかんがえられる人々も、多かれ少なかれ何らかの形で農業に関与していたのが中世であることをも一応おもいおこしておこう。）甲斐府中はこれらの人々の住居が或は集落をなし、或は街村的町並を形成して散在する、農村的景観の色濃い城下町であった。そこで本稿ではこの領主的意図のもとに建設された戦国城下町・甲斐府中における当時の建築を、

武田信虎は永正十六（一五一九）年八月から新しい環濠環塁の武装屋敷である武田館の築造にかかり、これを年末には完成させる。館の規模は現在みられるように東西二八四メートル・南北一九三メートル、周囲に堀をめぐらし、土塁の高さ三メートル、大手門は東に向いて土塁を切斷する格好で開き、門前の堀を土橋で切断して外側に嚴重な馬出し（石垣積み遮壁）を高く築いた。（もともと現在の武田神社正面入口に当る箇所は土塁で塞がれており、もちろん、架け橋などなかつた。）

内部は東・中・西の三曲輪に分かれ、各曲輪にはそれぞれ井戸が設けられ（西曲輪に直径一・三メートルの井戸が現存）、東・中の両曲輪（武田神社境内）は土塁で仕切られ（現在・土塁は取払われてない）、中曲輪と西曲輪（甲府市藤村記念館〈民俗資料館〉のあるところ）の間は堀をへだてて橋（現在は土橋）で連絡されていた。東曲輪は番所・庁舎の在ったところ、中曲輪はまた本丸とも呼ばれて主殿が建ち、西南隅の高台（天守台）には隅矢倉（天守櫓）があり、北西に旗屋（宝物殿）や毘沙門堂などが配され、西曲輪は人質曲輪ともいわれて人質を置いたところと伝えられる。（ちなみに西曲輪は信虎以後「信玄の時代」に付設されたものであり、当初の武田館は東・中の両曲輪から成る単郭規模のものであったとされる。）かかる武田館は個々の建築物として考察すれば、一種の住居建築と政厅と倉庫の集合である。それは「武装された住居」ともいえる

ある筆者の無知と怠慢のいたすところであり、今後の調査・研究を期することによつてあらかじめ宥恕を乞う次第である。

一 館

敵の攻撃を防ぐ軍事的要素をふくみ、日常的には政庁であり住居でもある一方、一般民衆にたいして領主の威儀を示す政治的建造物でもあつた。ところでその建造物の当時における構造・配置であるが、残念ながら現在それを具体的にしめしらるものはほとんどないといつても過言ではなかろう。遺構の破壊がひどく、直接的な史料もないからである。したがつて今はわずかに残された古記録・古文書によつて、断片的にわかることがらをつなぎ合せて述べるよりほか方法がないわけである。それも信虎の子・信玄の時代になつてからのすがた、様相である。ここでは『山梨県の民家』（山梨県教育委員会編）の武田館に関する項を参考にしてまとめてみよう。

館は建立後、二度の火災（天文二へ一五三三）年と同十二（一四三四年）にあつてゐる。天文十二年正月三日の再度の火災の後、間もなく始まつた再建工事は、『高白斎記』によると三月二十日（常ノ間ノ御柱立）。四月六日（常ノ間ノ御棟挙）。十月二日に屋形様（武田信玄）（常ノ間ノ御移リ）。翌年三月十三日（御主殿ノ柱立）。同月二十四日（御主殿棟挙）。十二月二十二日（御主殿ノ御移リ、主殿（同品三十九））が造られたことがわかる。

『甲陽軍鑑』はその品十六で、（武田の御殿（主殿や常の間））は公方家（足利将軍邸）の作法（模倣）也」と説明している。この説明からもわかるとおり、御殿は単なる住宅ではなかつた。行政機関で住宅を兼ねていたことは、将軍邸でも同じであつた。さらに農家にしても農作業と寝る場が一緒であり、商家も商売と住まいの場を一緒にしており、当時は貴賤上下を問わず住むだけの目的の建物

専用の住宅といふものはないかとかんがえられる。

主殿には畳が敷き詰められ、主人の坐る場所として櫈を一本入れて高くした。いわゆる（床）がつくられ、茶道具などを置く（棚）を設け、また三具足などの室内飾りをする床の間の原形のひとつをなす（押板）も備わつてゐた。そして伺候の諸侍が往々来するための広縁（『甲陽軍鑑』品三十九）がめぐらされ、前面は築山を配した庭園（同品三十九）だが。一方は白洲（同品四十七）になつて、小石まじりの砂利を敷き詰めた庭中の白洲は・鎌倉幕府の形式を踏襲したものであり、武士が主従関係を取り結ぶ際の見参の場であり、——大名が座敷に南面して坐り、武士は白洲に北面して跪き対面するというかたちでおこなわれた模様である。なお白洲は訴論対決の場・法廷としても使用された。但し法廷といつてもここは近世のそれのように一般民事（武士をも含めて）の訴訟を裁決する場ではなく、専ら武士層の所領相論（争論）の決裁をおこなう所であつたことを注意しておく必要があらう。一般的公事・訴訟は東曲輪に在つたと推定される蔵前衆の番所『軍鑑』品四十七・四十八に頻出するいわゆる御蔵の前）で裁決された。以上は『軍鑑』をはじめ『甲斐国志』その他に散見する記事から推測した武田館主殿の造りの大体であるが、——それは武家住宅として裁判・行政などの機能まで包含しながら、いわゆる書院造りの要素を大部分そなえた、寝殿造りから書院造りへの過渡期も最終段階に達した典型的な建築様式を示しているといえるようである。

（この移行期の過渡的な様式を示す武家住宅にたいし、一部に主殿造りということがが使われているようだが、術語としての定着は未だしの感がある。この語もかつて初期の武家屋敷にたいして使わ

れた武家造りということばが今は廃語となつてしまつてゐるよう、おそらく建築用語としては成熟をみないまま同じ運命をたどるものとおもう。もともと「何々造り」などというような用語が古くからあつたわけではなく、要するに主殿とは当時の民衆住居にはみられない上級武家階級に特有の建築様式をしめす表示手段である。それからもう一つ、当時の畳の使用状況について付記しておこう。畳は日本独特の敷物である。古くは筵・茵・草蓆などの薄い敷物をすべて畳と称し、座臥両用に使用した。平常はたたんでおいたので、タミの語が生じたといわれる。座具として用いる場合の畳は、その位置ならばに畳の大きさと厚みで身分の上下を表現した。寝具として用いる場合は、畳の上に褥という中陪の布地を入れただけの合せの布団を敷き・上に衣類をかけるだけで寝ていた。現行の稻藁を綴じ固めた床の上に畳表を張った厚畳ができ、綿を入れた布団があらわれるのは、室町時代にはいつてから後のことである。戦国期の大名居館においても、畳がすべての部屋に敷き詰められていたとはかぎらない。板床の部屋も少なくなく、畳はなお多分に座具・寝具としての性格を残していた。そして綿入れ布団の使用も、ようやく大名間にみえはじめたという段階である。）

さて再び『高白斎記』に戻るとして、——それから七年後の天文二十（一五五一）年四月二十九日条に「屋形様ノ御台所（勝手）御柱立」の記事があり、また八月二十三日には前年十二月に元服した御曹司（嫡子義信）様ノ西ノ御坐立始ム。翌二十一（五二）年四月二十七日には來たる十一月に興入れてくる駿河国今川義元の息女を迎えるべく（太郎（義信）様御屋移リ）、六月二十一日（御曹司様ノ対ノ屋御棟上ゲ）がおこなわれる。なお二十二（五三）年

十二月十九日条の將軍足利義輝より受けた義の一字名による「義信御名乗開ノ御儀」をおこなう（中ノ間座敷建）つなどといったよ

う、居館内における建築関係の記事がある。

そのほか『甲陽軍鑑』にも、御弓の番処（品三）・毘沙門堂（品四）・御旗屋（品八）・御くつろぎ所（品十二）・舞台・樂屋・狂言の間（品十六）・御寢所（品十九）・御山・御閑所（六帖の畳敷京間）・御風呂屋（品三十三）・御看経所（品四十上）など各種の建物がみえている。これらのうち毘沙門堂については天正四（一五七六年）年の信玄葬儀に際しての快川法語中に故実が述べられ、その存在が確認される。これは住宅風の建築で（信玄公惣別出家衆に対する面は）ここでなされたと『軍鑑』品四十下にあり、そこには品三十八に毘沙門堂（金の座敷）とみえるように、金箔で飾った桃山風の座敷が設けられていたらしい。（以上により、）前記『山梨県の民家』の結びの言葉を借りる。『高白斎記』等の確実な史料を基にして、『甲陽軍鑑』中の妥当な記事で補うと、天文十二年（一五四三）火災後再建の躊躇ヶ崎居館は主殿と常の間を中心建築とし、これを永禄十一年（一五六八）ころ毘沙門堂が加わったが、基本は足利將軍邸を頂点とした室町末における高級武家の上流住宅であったとみてよい。

その武田館の建築の特色を総括するならば、そこに一貫した計画のないことである。したがつてまた、それが計画から出たものでないことを示している。要するに様式も用途も異なつた大小種々の建物を、隨時必要に応じて雛然と建て並べただけの単なる豪奢な建築群にすぎない。ただそこに一貫して流れているものは、権力と財力を誇示する以外の何ものでもないということである。

この武田館の御殿に代表される建築物は、基本的には地方における高級武家住宅・寺社などいわゆる「木割のある建物」である。こうした柱径（中央の柱間の一割）を一応の基準に各部材の比例とする建築技術をもつ建築工事大工いわゆる番匠は、當時そのほとんどが中央に吸収・集中されており、——しかも地方へ流出・分散するものがきわめてとぼしかったので、甲斐にはまず存在しなかつたとみてよい。中央と地方との建築技術の格差は確かに室町時代には次第に埋められていったが、なお高度技術者の中央偏在は一向に解消されなかつたらしい。したがつて武田信玄が武田館の御殿を建築するに当つては、おそらく京都ないし奈良からこれら技術者を招聘しなければならなかつたものとおもう。彼等の参加がなければ、館の完成はありえなかつたであろう。こうした際にこれら中央番匠の指挥下に動員された地方番匠が、その刺激によつて木割の技術習得と建築活動を活発に推進したことは推測にかたくない。また招聘された技術者のなかには、何らかの事情でそのまま地方に居つくものも出たかも知れない。それともなつて中央と地方との建築技術の均質化はいつそう促進され、さらには城下町の形成と展開につれて一般武士住居の発達がみられ、木割のない建築は農家・町屋のような民衆の住居・民家にかぎられるようになるのが戦国期建築界の様相であった。

鉱山町など都市的集落の発展・形成期であった。それは木割のない民家の叢生期でもあつた。このような木割のない建築物の量的な増大は、木割技術をもたない地方番匠の進出の機会を多端にし、活動の範囲を拡大させていった。こうした情勢下・高度な木割技術の習得の必要性の相対的な低下という事態をむかえ、地方番匠の中央番匠との共同作業を可能とするにいたつたことのみのがしてはならないであろう。

二 居 屋 敷

信虎は武田館建造の年・まず地域大名として軍事力の増強・拡大とその掌握・保持を目圖とし、「一國ノ大人様」（『妙法寺記』）と称された一族や国人・在地領主の館下への集住・兵農分離を命じた。これにたいして一族・国人らの間からはその領主権をおびやかされることにたいする反発がつよくあがり、勢い館下集住策は矛盾と困難に直面せざるをえなくなる。けつきょく在地領主たちは信虎に圧服され、栗原・大井・今井氏ら有力国人も館周辺に居屋敷を構えるようになる。天文元（一五三二）年の信虎の甲斐統一という情勢下に、翌二（三三）年（武田館が最初の火災にあつた年）には郡内領主小山田信有によって七〇坪（約三一五平方メートル）当時の一坪は約四・五平方メートル）の屋敷が造られ・小山田氏は初めて信虎のもとに出仕するようになる。こうして館下にも一応軍事的な地域秩序を重点をおく武装集落が除々に形成されていくが、それが順調な進行をみたのは次の信玄時代であつた。この時期になると信玄の弟武田信繁ならびに信廉（逍遙軒信綱）をはじめとして穴山信君や駒井政武・山県三郎兵衛尉・馬場美濃守とか長坂鈞閑・跡部大

炊助その他の居屋敷が、武田館周辺・とくに南方地域（現在の大手三丁目・屋形三丁目・古府中町など）に充実して建ち並んだことはよく知られている。

ここで注意しておきたいのは、これら重臣クラスの居屋敷が一定の方針のもとに大名の居館前というまとまった区域に整然と配列されていたものでないということである。その実態は、分散的疎集形の居屋敷とでもいえる非都市的な集落をなしていたらしい。さらにもう一つ、それら屋敷の個々の詳しい位置や構造・規模などについては、不明な点が多い。ただしその構造の大体は、『高白斎記』天文二十一（一五五二）年条にみえる駒井政武自身の府中の新屋敷造営（作事）に関する記事からうかがえる。

それによると同年七月二十七日に別府（積翠寺村）の本屋敷跡を（おそらく要害城の守将敷地として）信玄から賜わった政武は、早速そこに「新屋敷」を建てることになる。（天文十二へ一五四三）年正月の武田館の火災にさいして信玄が駒井邸に避難した記事が『高白斎記』にみえるので、すでに政武は府中に居屋敷を構えていたことが知られる。）そして八月一日には建築材の搬入が始まり、十五日の午後二時頃に「鍬立始」すなわち地鎮祭がおこなわれる。

次いで二十七日には、屋敷周辺の（地形屏）（土屏か）の工事が始まる。九月三日に南門（南ノ大門（表門））と坐敷（主屋）の礎石が据えられ、十四日の午後六時頃には表門が建ち、主屋の（表ノ柱一本）が立てられ、家の出入口である東門（裏門）も出来た。十六日には土蔵が建ち、貴賓（主君）を迎える部屋である（上段ノ間ノ柱立）もおこなわれる。おそらくそこに用いられた柱はすでに丸柱から角柱となり、普通これまで吹き放しであった部屋の上部に天

井板が張られたものとおもう。なおこれは別棟で建てられた可能性が高い。そのほか厩（馬屋）の柱一本が建てられた。十九日に土蔵の雨屋（國中地域で後世オダレと訛り、蔵に一間幅ぐらいの広さの付軒を差し出した部分か。軒下が物置がわりや作業場にも使用される）が仕上り、（同面ノ座）（応接の間か）と（御上座）（オカミノザと読みば、夫人の居所となる）の棟上式もおこなう。二十八日に表門の棟樋（棟木か）を渡す。十月十二日に台所の（釜ヌリ）（たぶん鋪止めであろうが、漆喰の類を塗つたものかどうか不明。或は竈塗りのことか）がある。（台所は台盤所の略で本来は配膳室の意であるが、庫裡・釜屋ともい、中世以降の武家住宅では調理・配膳をおこなう炊事用の建物を称するようになり、——同時に台所は勝手として食料品・燃料の置場とされ、下人の寝所にもなっている。主屋内に設けられる場合と別棟に建てられる場合とあり、この台所はそのいずれに当るか不明である。もともと別棟の場合は火の清淨を保つため、或は下人と主人家族との生活空間の身分的差別などに由来するとおもわれる。）かくて十五日には、新築成った（へ府中ノ新屋敷へ各移ル）ことになる。

要するに駒井政武の居屋敷は南に表門を開き、周囲を屏で囲い、主屋を中心には接客の間や妻女の室など間仕切りによる小部屋の独立（部屋割り）がみられ、（上段ノ間）が別棟で建てられ、土蔵や厩など何棟かの建物で構成されていたことがわかる。主屋の屋根は桧皮葺きで壁は板・部屋はすき間が多い板敷きで、畳を敷きつめた部屋は上段の間だけぐらいであつたろう。そして儀式のときとか会議があるときには接待の間が使われ、畳を（追い回し）という部屋の壁に沿つてぐるっと敷く特定の敷き方がされたものである。これは

覺がなお特別の人だけが坐るための敷き方であり、敷物であつたことを物語つてゐるとみてよいであろう。全体の構造は在地の館（豪族屋敷）＝本邸のミニ版とかんがえてよからう。つまり重臣らの居屋敷は周囲を塀や土塁などでかこみ、方形ないし長方形プランの上に構築されたものといえるらしい。

三 住 居

このような府中の景観は町通り（大路）に街村的町並（道路の両側に家並のつづく通り）の形成の進行はみられてても都市というにはまだ程遠く、農村とはほとんど変わらない散居的集落の集合であつた。道路は碁盤状に通じて新しい町形成の条件をととのえていたが、家のないところ・空地・さらに田畠が多く、路面は整備されておらず・狭く汚ない通りであつた。そこで武田館をとり巻き・散在する重臣の居屋敷のあいだに挟まれたようにして、農家や町屋（商工業者の家・坐売）＝居売の家・店家）或は中小武士の居宅が雜然と入りまじつて建つていた。しかしこれら府中住民の居宅・住居につき、文献的・考古学的にその様式を具体的に解明しうるような史資料は、文書・記録・絵図などにも発掘資料にもみあたらないのが現状である。それでやむなくここでは日本建築史にみられる中世住居の様式や歴史考古学における中世住居遺跡発掘の成果などを参考に依拠しつつ、それらを総合的に勘案・操作してえられた平均値的なものの投映による府中民衆の住居様式復元の模索をこころみ、（果してそれが当時の府中住居の実態をうつしえたものになるかどうかは別として、）それをそのまま述べることによつて民衆住居の説明に代えておくこととしよう。

当時の一般住民の住居は、土座（地床住居）式の炉をともなつた、というよりも——食料を煮炊きし・暖をとり。夜は明りをとる火所としての炉を中心にして造られた土間（地面に藁・稻穀を入れ、その上に筵を敷いた部屋）一室の古代そのままの簡略な造りが普通で、なかにはころばし根太を用いて低い床を張る場合もあったかも知れない。（この地床住居の中央に据えられた炉が室町時代には高床式住居の普及とともにない畳炉方式へと発展してちょくせつ天井窓へ煙りを吐き出すようになり、一方またこれが次第に壁ぎわに移されて竈に変わっていくのもこの時期である。）いずれにしても民衆の住居は堅穴住居の名残りをとどめて屋根が重くかぶさり、窓のない家さえあり、——労働に明け暮れる人々にとつては、雨露をしのぎ。寝るだけの場所にすぎなかつた。〈堅穴住居といつても縄文・弥生などの古い時代にのみ存在していたのではなく、考古学の発掘によれば東国では中世ないし近世初めまではかなりあつたことが確認されており、民家にむすびつけてもなんら不都合ではない〉と、玉井哲雄氏は「近世における住民と社会」（『日本の社会史』第8巻所収）で書いておられる。上層農民や地侍の住居で、せいぜい土間と板間（出居・座敷などと呼ばれた高床の板敷の居間）の二間造りであったらしい。

二間形式の住居においては特に出入口を別にとり、ひとつは妻入り住居の正面にあつて炉の切られた板間がひかえ。他は家族の出入りする土間で別に設けた。名主や地侍がこのように板敷の部屋＝客間を持つようになったのは、おそらく生活機能の内的分化というよりも。むしろ役人や上司を接待する必要から生じた封建支配の体制下の止むをえない造作であつたらしい。しかしこの二間造りの中心

である板間と土間との境は間仕切りがないのが通常の形態であり、部屋としては分かれても空間としては一体のものということになる。むしろ板間が土座状態のものへ板敷の床を張つたものの多いことをかんがえれば、板間と土間との関係は、板間にからずある炉を中心とした一室であつたといえよう。（この炉が切つてある板間を台所とも称し、家族の最も内向きの生活すなわち炊事作業の一部。家族の食事や団欒。夜なべ仕事などにも使われた。）しかもまだ二間造りの住居は掘立柱で技術的にみて素朴なものであり、やはり豊穴住居の発展したものとかんがえてよいとおもわれる。

そしてこの二間式の土間に接客用の居間のくわわった地床形式の住居を基本とし、さらに台所が分化していく三間取りの広間型（土間に面して炉を設けた板間があり、その奥に座敷と寝間がある間取り型式）ともなれば、同じ地侍でも寄子・同心級の武士の住居といふよう。このような炉を真ノ中におく広間を中心とする広間型住居も、まだ礎石を据えて柱を立てるとか柱と梁・桁を組み合わせるさいの仕口・継手などの技術的な裏付けが欠けており、大きくみればいわゆる豊穴住居の系譜をひくとかんがえてよさそうである。（この広間型は近世初頭における本百姓身分の成立という社会の發展段階に対応し、單婚小家族による農業經營にふさわしい住居形式としてその普遍性を獲得する。）

以上みてきた府中の一般住居は一間×二間の四坪（約一八平方メートル）ないし二間×三間の六坪（約二七平方メートル）の土間式のものが大多数を占め、大きくて広間型が三間×四間の一〇坪（約五四平方メートル）であり、四間×六間の二十四坪（約一〇八平方メートル）といえば当時の住居としては最大級のものといえよう。いず

さらに広間型から近世の上層農民住居に一般的な田の字型・四間取り（土間を除いた部屋の部分が田の字のように四分される間取り）へと發展する住居形式も、これら下級武士・土豪的名主層のものであつた。しかしこの豊穴式を完全に脱した田の字型住居の存在は、この時期の府中といふよりは甲斐国には確認できないといふのがい

つわらざる現状である。へいわばこのような住居における空間分化は、当時の階級・階層関係を横禪にして推進された事實を示すものである」と、伊東鄭爾氏は『中世住居史』で書いておられる。しかもこうした住居の空間分化に応じて生じた広狭の差は、単にその住人の階級ないし階層差を反映しているばかりでなく、その時代的変遷。農民住居の歴史的發展をも同時に物語ついてることをみわすれではならないとおもう。（田の字型民家は近世初頭に村落内の上層農民の住居形式として畿内での發生が確認されているが、——それが一般農民住居の広間型にたいする上層住居の普遍的な表現形式として畿内のみならず全国的に成立をみるのは、一八世紀後半から一九世紀にかけての時期である。つまり近世前期における畿内を除く全国各地の民家は広間型が主流であり、前記の時期に広間型から田の字型への移行・發展がおこなわれたことになる。甲州における田の字型民家もこの全国的な成立過程全般のなかで、その村落上層としての支配的地位を表現・誇示するようなかたちで發生・成立するのがみられたはずである。）

以上みてきた府中の一般住居は一間×二間の四坪（約一八平方メートル）ないし二間×三間の六坪（約二七平方メートル）の土間式のものが大多数を占め、大きくて広間型が三間×四間の一〇坪（約五四平方メートル）であり、四間×六間の二十四坪（約一〇八平方メートル）といえば当時の住居としては最大級のものといえよう。いずれも木割（比例寸法で建物全体を設計する術）のない建築による掘立柱屋であり、柱は丸太のままで角材になつていないので普通である。出入口には板扉で蓮をたらし、雨戸がなく、土間には蓮を敷き、外に向かつて高窓が開き、庇のない一軒（地垂木だけの軒）であつ

たようである。一般人民がこのよな堅穴住居以来の土間一部屋だけの生活から上昇发展をとげ、寝間（納戸・帳台）を別に持つようになつたのは、近世にはいってからのことらしい。すなわち中世をつうじて武家支配層はその居館・城郭などの建築において、従来の貴族層が独占してきた神社・宮殿・邸宅などの建築技術を吸收・摄取して发展をとげたのにたいし——民衆住居は近世に至るまで堅穴式の住居形式から大きく发展することなく停滞していたことになる。

いずれにしても当時の甲斐府中はささやかな家ばかりであり、住居のみすばらしさは言語に絶するものがあつた。なお当時の居館・居屋敷・住居を問わず普遍的にみられた板間であるが、——一般住居における床板は割裂法といつて杉や桧などの丸太や樽（板材）を木目に沿つて斧や鉋で打ち割るか・くさびを打ち込み木槌で叩いて縦割りにしたうえ鋸で荒加工し、槍鉋によつて削平したいわゆる挽き割り材＝厚手板で張られていた。しかもこの板間が名主・地侍層

の住居として対外的にきわめて重要な性格をもつてゐることは前述したが、当時の住宅事情からかんがえても、民衆住居史（おとし）ではならないところであろう。（古代・中世を通じての支配的な鋸）はすべて木ノ葉型の横挽き鋸で、建築用材の製材はできなかつた。つまり宮殿にしろ寺院・神社にしろ、古代いらい鎌倉・南北朝時代の建築は、すべて製材用の鋸がなくて建てられたのである。室町中期に綱挽きの大鋸（^{カタハサ}）へ二人が上下に対向して挽き合う・大材を伐る長さ二〇〇～二三〇センチメートルの長大な鉋鋸。近世になつて前挽

と称する一人挽き綱鋸が発明されるにおよび、急速にすたれた室町時代独特の木工具が出現ないし再登場へおそらく南北朝時代に中

國から伝來したものゝし、——杉・桧などの柵目の良い・打ち割りやすい木材ばかりでなく、松・櫻・櫟など木目のよくない丸太からも板をつくることができるようになつたが、——この時期へまさに中世城下町の築生期における大鋸による大材を使って大量に製材された鋸刃板＝大鋸板＝薄板も、なお甲州においては寺院や権力層を除いて一般への普及はみられなかつたらしい。もちろんこの時期の民衆には、大鋸板を要求するまでの力は到底なかつたであろう。大鋸の現品が、甲州では塙山恵林寺に保管されていると聞く。また大鋸板の現物も、同じく恵林寺には残つてゐるそうである。なお大鋸について台鉋（^{ダラナ}）がすがたをあらわすのも、この頃である。台鉋は大鋸で製材した面を削るのには適しているが、鋸で加工したところは凹凸がひどくて台鉋では削れない。製材用の鋸としての大鋸が出現在すると間もなく、表面仕上げの道具としての台鉋が使われ出した歴史的な事情も、これで説明できよう。）

また畳敷の部屋のあるのは、上級武家の屋敷にかぎられていた。一般武士の住宅で畳を敷き詰めた部屋はなく・普段は板敷きで、せいぜい部屋の一隅に賓客を招待する座席（座敷）として置かれ・そこに坐るのは客と主人にかぎられた。それはまだ畳が家具の一種で必要に応じて敷き座布団代わりに使われていたものといえるであろう。民家に畳敷きがおこなわれるようになるのは近世になつてからであり、しかもその末期にいたつても主要な部屋以外は疊敷か板間である場合が多かつた。一般民衆が全面畠敷きの家に住むようになるのは、明治維新以降のことである。もちろん瓦葺きの家などなく、二階屋など全然みられないが、尤も武田館の建造物にも瓦の用いられた形跡はなく、寺院なども同様であったとおもう。屋根に

瓦が葺かれるようになるのも、やはり近世にはいつてからのことである。でも信玄末期ないし勝頼初期のころになると、商家のなかに板葺き屋根の家があらわれたらしい。

そうした商家の集落が、この頃になると八日市場にみられるようになる。これら商家の主人は「八日市場の町人」と呼ばれ、見世

(店) 棚を表に張り出した常設的な店舗を構えた商工業者である。そこには伝馬所(問屋)が置かれ、領主の伝馬役(軍需物資の輸送や飛脚・家臣の通送など)を勤仕するかたわら行商人や旅人の荷物の運搬などにしたがつた。また武田氏が直轄地から徴収する年貢米を保管する倉庫も設けられ、その倉庫を管理する蔵前衆の役宅も置かれた。それから宿や馬宿、「一服一錢」の茶店(一杯一文の茶湯を商う掛け茶屋)なども並ぶようになった。こうして八日市場は町屋の集中した短冊形地割と町並みの市町、都市的相貌を呈した地域としてあらわれたのである。

おわりに

武田館の周辺には、前述のとおり武田氏の一族や国人の居屋敷がいかめしく取り巻いていた。しかし彼等は府中の常住者ではなく、その本宅はそれぞれの所領である郷村に在った。それでも府中住民は信玄以降ようやく増加の方向にむかい、武士の数も次第にふえてきたが、なおその大半は農民で、商工業者の数はまだ知れたものであった。『高白齋記』天文十七(一五四八)年条の六月へ四日戊申、自今以後、府中地下人ノ田畠・新屋敷コレヲ立チナサレ間敷ノ由の記事は、信玄の時代の初期に府中居住の農民の新規設定と田畠・屋敷の拡充・新築を抑制したものとみられ、——信玄による商工業

者の誘致がはかられ、府中は全体として武田館を中心とする一定の都市プランのもとに漸次整備されていったものとかんがえられる。とはいえ府中はまだ都市として純化をとげるまでに成長しておらず、武士や商工業者がそうとう多数の農民と混住していた。そこでの武士も専業武士の存在はひとつまみの上級武士を除いては見当らず、いずれも農耕にたずさわり或は家内手工業(藁工品・竹工品などの製作)に従事するものもいた。商工業者もまた自家生産をもつて職業とするものを主体とし、その多くは農業を兼営するものたちで専業者は少なかつた。

府中はそうした人々によって成る集合体であり、そこにぎわだつてそびえてみえるのは・大武家の居屋敷と寺院や神社だけであつた。そしてこれらの建物や屋敷のあいだには田畠や畠がつづいており、竹藪の陰からは水車小屋のがぞいてみえたりした。大道には馬糞が散乱し、肥料桶(人糞尿+肥料をいれた桶)が置かれ、ときには行倒れ人や遺棄された死体がころがっていることさえもあった。網野善彦氏流にこれをいえば、道路は中世人にとって「無縁・公界」の場であったのである。それもこれも府中が都市的の前提のない甲府盆地の一画に領国の首都として政治的に建設されたこと、そのため武士も寺社もとりわけ商工業者などいざれもその浅い歴史のなかで未だエネルギーの養成や蓄積が足らず、かつ領主集落としての軍事的性格が彼等の成長をいちじるしく制約したことなどがその背景にあつたからだとみられる。尤もこれは甲斐府中にかぎつたことでない。戦国期一般の城下町発展にみられた否み難い制約と限界であったといえよう。